

清泉女子大学紀要

60

狂詩の漢字語 — 『東海道中詩』の場合 —	荒尾禎秀……1
「和訓」という学術用語	今野真二……17
作り物語における片仮名の和歌 — 「虫愛づる姫君」を中心に —	藤井真紀子……31
喪失の幻影：The American Innocence (3) — 階級意識と失われた西部 —	斉藤悦子……45
人間の世界で生き延びる〈他者〉 — The Menynys の〈生きた〉布人形達の闘い —	笹田裕子……71
シャルトル大聖堂のステンドグラス 《Bischof・聖ヨハネ伝の窓》— その5 —	高野禎子……89
20世紀初頭のアルゼンチンにおける 地域的音楽文化の再発見と国民化 (1906-1921)	長野太郎……105
対話における役割とあいづち行動について — 2つの略式インタビューに見られる違いから —	田中典子……127
口語スペイン語における 線過去のデイスコース分析	Juan Carlos Moyano López ……155



清泉女子大学紀要 刊行規程

- (定義)
- 第一条 清泉女子大学紀要(以下「紀要」という。)は、清泉女子大学(以下「本学」という。)の教員の研究論文及び資料紹介等を掲載する刊行物をいい、少なくとも年一回発行する。
- (投稿資格)
- 第二条 紀要に投稿できる者は、原則として本学の専任教員とする。
- (掲載の採否)
- 第三条 投稿論文の掲載採否については、紀要委員会の査読審査によって決定する。
- (投稿内容)
- 第四条 投稿内容は学術的研究の成果とし、未刊行のものに限る。
- (投稿方法)
- 第五条 投稿方法は次による。
- 原稿は二部、提出締切日までに提出する。
 - 原稿には邦文要旨と欧文要旨を添付する。
 - 校正は原則として二回とし、大幅な加筆・変更は認めない。
- (著作権)
- 第六条 紀要に掲載された論文の著作権は各執筆者にある。ただし、論文を出版または転載する場合には、紀要委員会に届け出、紀要よりの転載であることを付記する。
- ② 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルを掲載する場合、著作権に関する問題や法令上の手続きは、投稿前に執筆者が処理するものとする。なお、それらについて問題が生じた場合は、その責は執筆者が負うものとする。
- (電子化・公開の許諾)
- 第七条 執筆者は本学に対して論文の印刷、電子的記憶媒体への変換・複製、学内外への配布を原則として許諾するものとする。
- ② 執筆者は本学及び本学が委託する機関に対して、論文の送信可能化・コンピュータネットワーク等での学内外への公開を原則として許諾するものとする。
- ③ 執筆者は特別な事由により、論文の電子化、公開を許諾できない場合は、投稿時その旨を文書で紀要委員会に提出する。なお、提出のない場合は同意したものと見なす。
- 附則 一
この規程は、平成五年四月一日より施行する。
- 附則 二
この規程の改正は、平成二十一年七月一日より施行する。

紀要編集委員

佐伯孝弘
井上まどか
大野俊
笹田裕子
西村美保
姫野敦子
吉田彩子

平成 24 年 12 月 15 日発行

清泉女子大学紀要 第六十号

発行所 清泉女子大学
東京都品川区東五反田三丁目十六番二十一号
電話(三四四七) 五五五-一番

製作 丸善株式会社
東京都港区海岸一-九-十六
電話(六三六七) 六〇九九番

